

## 伊豆市公告

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和8年4月28日

伊豆市長 菊地 豊

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和8年度交通空白解消検討業務委託

#### (2) 業務内容

「令和8年度交通空白解消検討業務委託公募型簡易プロポーザル実施要領」のとおり

#### (3) 履行期限

令和9年3月19日（金）

#### (4) 契約限度額

7,040,000円（税込）

### 2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 伊豆市入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、未登録者においては、令和8年5月13日までに入札参加資格申請の手続きを行い、登録されていること。
- (2) 令和3年度以降に、国若しくは地方公共団体が発注した同種業務（地域公共交通計画の策定支援業務）又は都市計画関連の業務（立地適正化計画又は都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定に係る業務）を元請として履行した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から本プロポーザルまでの間、伊豆市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（令和元年伊豆市公告第66号）に基づく入札参加停止を受けている期間中ではないこと。
- (5) 直近の1年間において、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又はこれらと密接関係者ではないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 技術者要件

- (1) 技術者については、本業務を遂行するにあたり、市の意向を理解しながら業務を遂行できる者やコミュニケーション能力の高い者など、必要とされる技術者の配置を求めることとする。そのほか、次に定める資格のいずれかを有しているものを配置するものとする。
  - ① 技術士（総合技術監理部門：建設）
  - ② 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
  - ③ RCCM（都市計画及び地方計画）
- (2) 提案書に記載した配置予定技術者は、本業務が完了するまで、責任を持って関わる意思と能力を持つものであること。契約相手として特定された場合は、契約締結後、提案書に記載した

技術者を確実に本業務に配置させるものとする。

#### 4 実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

##### (1) 配布期間

令和8年4月28日（火）午前9時から5月13日（水）の午後5時まで

##### (2) 配布場所及び配布方法

伊豆市ホームページに掲載する

<URL:><https://www.city.izu.shizuoka.jp/>

#### 5 参加表明書及び1次審査書類の提出

##### (1) 提出期限

###### ア 参加表明書

令和8年5月13日（水）の午後5時まで

###### イ 1次審査書類

令和8年5月20日（水）の午後5時まで

##### (2) 提出先

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野38-2

伊豆市役所総合政策部地域づくり課

電話番号：0558-74-3066 FAX：0558-72-6588

電子メール：kikaku@city.izu.shizuoka.jp

##### (3) 提出方法

上記提出先まで提出（メール、郵送又は持参）すること。

#### 6 その他

(1) 詳細は、令和8年度交通空白解消検討業務委託公募型簡易プロポーザル実施要領による。

(2) 照会窓口は、5(2)のとおりとする。